

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	徳島県美馬市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	法人後見事業から権利擁護支援へ、市民後見人養成・支援		

法人後見事業から権利擁護センターへの発展

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	29,249人
面 積	367.14km ²
高齢化率	37.0%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	52人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	379人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	198人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
127人	113人	10人	4人	0人

（2019年10月31日時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	5件	9件	8件	8件
内 高 齢 者	3件	6件	6件	7件
内 障 害 者	2件	3件	2件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
18人	2人	0人	4人

（2018年度末時点）

3. 事例のポイント

▶社協による法人後見からスタート

社会福祉協議会が法人後見準備会を設置、勉強会、視察等を経て、法人後見センターを設置し、法人後見事業を開始。

地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定、成年後見制度利用促進に関する中核機関の機能を見据え、センター名称を「権利擁護センター」と改称。

▶市民後見人の養成・フォローアップ

社協の法人後見受任者を市民後見人への移行（リレー方式）の判断は、市民後見人バンク運営委員会で検討。

市民後見人の受任に際して、市社協が監督人として就任。実務に関する助言を行うとともに、フォローアップ研修を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議 推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 活用
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	家裁との連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関連立上げのプロセス

時 期	概 要
2009 (H21) 年	美馬市社協が法人後見事業開始に向けて、法人後見準備会 2 回、勉強会 3 回、八幡浜市社協視察、学習会 2 回開催 Point 1
2010 (H22) 年 7 月	美馬市社協が法人後見事業を開始
2012 (H24) 年 8 月	法人後見受任を開始。
2014 (H26) 年 4 月	法人後見センターを設置。
2016 (H28) 年	市民後見人バンク運営事業を開始 成年後見監督事業を開始
2019 (H31) 年 4 月	美馬市社会福祉協議会権利擁護センターに名称変更 地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定中、今後、中核機関の整備を目指す



POINT



Point 1

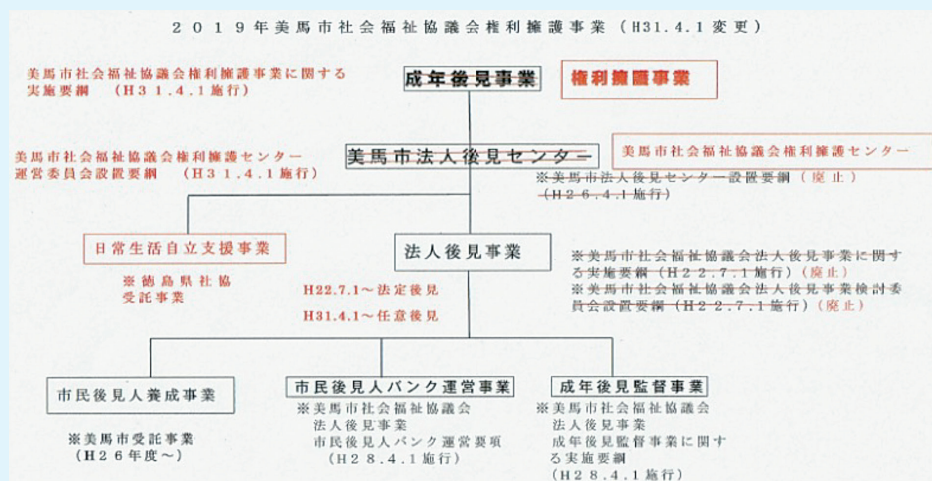
法人後見事業を開始した背景は、権利擁護支援の需要が増す中、地域における専門職が少なく、受任の受け皿が減少していたこと、低所得者の被後見人等の受任について受け手がいない状況があったことです。

市社協が法人後見を開始することで、社協らしい要援護者に寄り添った権利擁護支援（身上保護）を提供でき、専門性を発揮できると考えました。

センターの名称変更の背景を教えてください

美馬市社協では、法人後見事業から取組を開始しています。

取組が広がる中、法人後見受任だけではなく、市民後見人を養成・支援し、関係制度と連携し、地域における総合的な権利擁護の体制を整備していく観点から、市社協では取組を「権利擁護事業」と位置づけ、センター名を「権利擁護センター」と改称しました。



Ⅲ. 美馬市における体制の特徴について

1. 中核機関の整備に向けた体制

①各事業の実施状況

■ 後見事業の実施状況

- ・ 市民後見人養成事業
- ・ 社協が法人として任意後見事業を実施。

■ 広報事業について

- ・ 成年後見制度の講演会を実施（年1回以上）
- ・ 各種パンフレット作成
- ・ 研修会・相談会実施による広報活動

②専門職との関わりについて

- ・ 運営委員会の委員として専門職が関わっており、何か専門的な課題がある場合、すぐに専門職に相談できる体制があります。
- ・ 家庭裁判所には、市民後見人養成講座で講師を依頼し、「家庭裁判所の役割について」講義をいただいています。また、業務上判断が困難な場合などは、気軽に相談し助言を受けれる関係性があり、裁判所との良好な関係・連携が図れています。

権利擁護センター運営委員会は、専門職団体、民生委員・児童委員協議会会長、福祉事務所所長、大学の先生、社協の常務理事の7名に委員依頼しており、年2回開催しています。

③任意後見制度の利用に向けて

制度利用に関する相談の中で、任意後見に該当するのではないかとと思われる内容がありましたが、当時、社協としては任意後見制度に対応できる体制がありませんでした。

社協内で検討し、要綱の改正を行った結果、任意後見について、制度を必要とされる方があれば、社協で契約できる体制を整備しました。



権利擁護センター運営協議会

2. 市民後見人の養成及び活躍の場について

2014（H26）年度から、3年に1回市民後見人養成事業を実施しています。受講修了後に1年半の実務研修を受けていただき、その間に被後見人等とのマッチングを行います。社協の法人後見受任者を市民後見人にリレー方式で交代するため、センターの市民後見人バンク運営委員会で事例検討し、家庭裁判所に辞任・成年後見人選任、成年後見監督人選任の申立を行なっています。市民後見人が選任されたときは、必ず市社協が法人として成年後見監督人に就任しています。市民後見人

の個人受任を希望しない修了者のうち、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動する方もいます。

2015（H27）年度からは、市民後見人養成講座修了者には、毎年フォローアップ研修を実施しており、制度や法改正等についての講義、障がい者の理解についての講義、障害者支援施設の見学等行っています。また、市民後見人から年3回定期的に報告を受け助言等行うとともに、随時実践上のフォローアップも行っています。

**平成29年度
美馬市市民後見人養成講座
市民後見人とは？**

**要講者
募集**

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のごことです。

**市民後見人になるには？
養成講座を受講する必要があります！**

日 程	平成30年1月12日～3月9日 毎週金曜日 9日間
場 所	美馬市臨町庁舎2階 A会議室
募集人数	10名～15名
募集要件	美馬市在住の25歳以上の方

申込締切は、平成29年12月25日（月）です。
※受講料は無料ですが、テキスト代として、6,000円程度必要です。

※受講ご希望の方は、裏面「参加申込書」に必要事項、志望動機をご記入の上、直轄または郵送、FAXにて下記申込先へお申し込みください。

申 込 先 〒779-2610 美馬市臨町大字臨町1303番地3
及び 社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会 地域福祉支援課
問 合 先 市民後見人養成講座 係
TEL：（0883）52-0519 または（代）53-7432
FAX：（0883）53-6475

※、延命書等のうえ、募集の会費を平成29年12月28日（木）までにお知らせします。

市民後見人養成講座チラシ



市民後見人フォローアップ研修の様子

担当者より

法人後見事業や市民後見人養成は、財源や人員確保が難しいと感じてなかなか立ち上げない自治体もあるかと思います。しかし、成年後見制度を必要とする人が増加し、専門職団体だけでは対応が難しい中、法人後見事業を立ち上げ、市民後見人を養成することで、身寄りがない方や、低所得、生活保護を利用されている方の成年後見人等の受け皿をつくることができました。



■参考URL 連絡先

美馬市役所 保険福祉部 長寿・障がい福祉課
TEL：0883-52-5605

●美馬市社会福祉協議会 権利擁護センター
TEL：0883-52-0519

URL：https://shakyo.ict-tokushima.jp/mima/project/p13/